

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年10月4日（平成29年（独個）諮問第61号）

諮問日：平成30年2月7日（平成29年度（独個）答申第68号）

事件名：本人を相手方としたハラスメント事案に係るハラスメント申立書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ハラスメント申立書（特定日A提出）一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月18日付け総法文1号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 理由

（ア）審査請求人は、平成29年4月3日東北大学に対して法に基づき、ハラスメント申立書の保有個人情報開示請求をした。

（イ）これに対し、東北大学は、平成29年5月18日部分開示処分を行った。

（ウ）しかし、この部分開示処分は次の理由により妥当性のない処分である。

本処分の理由は、個人情報が公にされることにより審査請求人以外の権利利益が害されることとされているが、審査請求人は事実と異なるハラスメント申立書に基づく不当なハラスメント調査により、次のように権利利益を害されている。

- ・ 大学側より教育活動が禁止される
- ・ 給与が特定金額減
- ・ 上記による心労から特定疾患になり、特定診療科に通院

本処分により、ハラスメント調査の前提が明らかにされないことに伴い、審査請求人以外の権利利益と勝るとも劣らぬ審査請求人の権利利益が害されているため、審査請求人が開示を求めた保有個人情報情報を部分開示とした本処分は妥当ではない。

(エ) 以上から、本件処分の取消しを求めて審査請求におよんだ。

イ その他

当審査請求に対し特定日 B の特定時刻から行われたハラスメント全学調査委員会における事情聴取の際の申立人である A 氏のハラスメント申立書の「申立ての事情」欄に関する添付書類の英文とその和訳の文の一部分の開示を求める。

(2) 意見書

私は、東北大学の職員（特定職）である。そして、私は開示を請求している情報が明らかとならないまま、大学によって不当なハラスメント調査が実施されたことにより以下のように健康・生活、及び財産を害されている。

ア 大学側より特定時期 A より現在に至るまで教育活動が禁止されている

イ 教育活動が禁止されたことにより、給与が特定金額削減されている

ウ 教育活動が禁止されたことにより、特定時期 B まで指導を担当していた学生及び研究生は、彼らの元々の研究分野を扱っていない他の研究科へ指導を委託されたり、当該研究分野に関する知見が浅い教員による指導を受けることを余儀なくされた

エ 私の教育活動が禁止されたことに伴い、特定プログラム A への学生の受け入れが反故にならざるを得なかった

オ 私の教育活動が禁止されたことに伴い、特定プログラム B を通じ、日本政府と特定国政府間で約束していた留学生の受け入れが反故にならざるを得なかった

カ 上記による心労により特定疾患になり、特定診療科に通院している
以上により、私が開示を求める情報は開示請求者以外の個人に関する情報である法 14 条 2 号ただし書口に定める人の健康・生活、及び財産の保護のために開示が必要な情報であると言え、情報を不開示とした東北大学の処分は不当である。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成 29 年 4 月 3 日に、審査請求人から、概ね次のような保有個人情報開示請求があった。

審査請求人に対し、特定日 B の特定時刻から行われたハラスメント全学調査委員会における事情聴取の際の申立人である A 氏のハラスメント申立

書及び「申立ての事情」欄に記載のある全ての添付書類。

これに対し本学では、学内委員会委員の交代時期と重なったため委員会開催準備に時間を要し、期限内に処理することが困難であったため、平成29年5月2日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を同年5月18日に延長した。

今回の審査請求については、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号に該当する不開示情報が記載されているため、法15条により部分開示する旨の決定を平成29年5月18日付けで行った。

その後、平成29年7月27日付けで審査請求書が提出され、これを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 審査請求の理由

審査請求の理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回の審査請求は、審査請求人自身に対しハラスメントの申立てがなされ、事情聴取が実施されたことに係り、ハラスメント申立書及び「申立ての事情」欄に記載された添付書類の開示を求めているものである。

該当する保有個人情報としては、「ハラスメント申立書(特定日A提出)一式」(以下「申立書」という。)を特定し、審査請求人がハラスメント調査の過程において知り得ているハラスメント申立人の氏名、性別、所属及び相手方(審査請求人)の情報を開示し、それ以外のハラスメント申立人の生年月日及び連絡先、及び申立ての事情として記載された内容を法14条2号柱書きに規定する審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため不開示とした。

審査請求人は、事実と異なる申立書に基づく不当なハラスメント調査が行われ、それにより審査請求人以外の権利利益に勝るとも劣らない審査請求人自身の権利利益が害されていると申し立てているが、ハラスメント調査の事情聴取の際には、審査請求人に対し申立ての事実関係について確認しているものであるが、その一方で申立書には事情聴取では明らかにしていない情報も記載されており、これらは全て法14条2号柱書きに規定するハラスメント申立人の個人に関する情報であり、同号ただし書イないしハに該当すると判断できる理由はない。

以上の理由から、本学の決定は妥当なものと考え、平成29年5月18日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月1日 審議
- ④ 同月6日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 平成30年1月15日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年2月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「ハラスメント申立書（特定日A提出）一式」に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報を見分すると、開示請求者（審査請求人）以外の個人が提出したハラスメント申立書（添付書類を含む一式）に記録された保有個人情報であって、諮問庁の説明のとおり、当該個人（ハラスメント申立人）の氏名、性別、所属及び相手方（審査請求人）の情報は開示され、ハラスメント申立人の生年月日、連絡先及び申立ての事情として記載された内容の一部が法14条2号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、法14条2号本文前段に該当する。

当該部分に記録された情報はハラスメント調査の事情聴取では明らかにしておらず、開示請求者（審査請求人）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法14条2号ただし書イ）には該当しない旨の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、また、審査請求人は、人の健康・生活、及び財産の保護のために開示が必要な情報である旨主張するが、本件対象保有個人情報が記録されたハラスメント申立書の性格、その内容等に鑑みれば、当該情報が同号ただし書ロに該当するとすべき事情は認め難く、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、ハラスメント申立書を提出した個人の氏名は原処分において開示されていることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、不開示とされた部分は、法14条2号に該当し、不開示と

したことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司